

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成29年5月12日

山梨県教育委員会教育長 守屋 守

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 峡南地域単位制・総合制高校設計業務委託
- (2) 業務内容 次の から までの基本設計及び実施設計  
峡南地域単位制・総合制高校の校舎等建設工事  
及び附帯する外構、舗装、植栽工事  
部室・倉庫の改修工事  
市川高校の校舎及び屋内運動場等の解体工事  
造成工事及びグラウンド整備の設計は除く。
- ・建設地 山梨県西八代郡市川三郷町内（現在の県立市川高等学校、町民体育館、町民会館、町保育園及び町職員駐車場の敷地）
- ・敷地面積 48,000㎡程度
- ・延床面積 14,672㎡を上限とする
- ・用途地域 非線引き都市計画区域の第一種住居地域  
(建ぺい率60%、容積率200%)
- (3) 履行期間 契約日の翌日～平成30年8月
- (4) 想定工事費 36億円以内（新築及び改修工事(建築、電気設備、機械設備含む)、外構工事、舗装工事、植栽工事並びに解体工事費で消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 想定工程 契約日の翌日～平成30年8月：基本設計、実施設計  
平成30～34年度：校舎等建設工事、部室等改修工事、  
市川高校校舎等解体工事他

### 2 参加者の資格

- (1) 参加者は次に掲げる要件をすべて満たす自主結成の特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という。）とする。なお、企業体の構成員は2者とする。 の資格要件については、構成員のうち1者が満たせば足りるものとする。
- 企業体の構成員は、山梨県が設計業の入札参加資格を認定した者であること。
- 企業体の構成員は、建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に登載された者であること。
- 企業体の構成員のうち1者は、山梨県内に本社（店）を有すること。

企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。また、企業体の代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上であること。

企業体の構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

企業体の構成員は、公告日現在、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。

企業体の構成員は、公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。

企業体の代表構成員は、平成14年4月以降に延床面積7,000㎡以上の学校の設計を、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績を有すること。なお、企業体の構成員として行った業務については、出資比率20%以上の業務に限る。また、設計実績は新築及び増改築とし、公告日現在、業務が完了・引渡し済みのものに限る。

学校は、学校教育法第1条に規定される学校とする（以下同じ）。

延床面積は、同一敷地において設計した面積とする。

## （2）参加できない者

参加資格がない者

審査委員（5 審査で後述する審査委員会委員をいう。以下同じ）

審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

複数の組合員からなる組合等が参加した場合、その組合等の組合員

## 3 業務実施上の条件

（1）管理技術者は、一級建築士であること。

（2）管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加表明書提出企業体に所属していること。

（3）管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とすること。

（4）管理技術者は、担当主任技術者を兼任していないこと。また、各担当主任技術者は、他の分野の担当主任技術者を兼任していないこと。

（5）本設計業務を再委託しないこと。

「管理技術者」とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

「主任技術者」とは、「管理技術者」のもとで、建築・構造・電気設備・機械設備の各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

## 4 手続等

### （1）事務局

山梨県教育庁学校施設課計画整備担当

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

電話：055-223-1762 FAX：055-223-1754

URL：<http://www.pref.yamanashi.jp/gakko-sst/0512koukoku.html>

電子メール：gakko-sst@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 説明書の配布期間及び場所

配布期間

平成29年5月12日(金)から平成29年5月29日(月)までの「山梨県の休日」を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

配布場所

上記(1)で配布、及びホームページに記載する。

(3) 参加表明書等の提出期間、場所及び方法

提出期間

平成29年5月23日(火)から平成29年5月29日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

提出場所

上記(1)に同じ。

提出方法

持参又は書留郵便とする。

(4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間

平成29年6月29日(木)から平成29年7月5日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

提出場所

上記(1)に同じ。

提出方法

持参とする。

## 5 審査

(1) 審査は、峡南地域単位制・総合制高校設計者審査委員会(以下「審査委員会」という。)が実施する。第一次審査により、技術提案書提出企業体を5者程度選定し、その者により第二次審査を実施する。

(2) 第一次審査

参加表明書を次により審査する。

企業体の技術力

## 配置予定技術者の状況

### (3) 第二次審査

技術提案書を次により審査する。

課題に対する提案の的確性及び実現性

### 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び円

(2) 契約書作成の要否：要（山梨県建築設計業務委託契約書を用いる。）

(3) 参加表明書、技術提案書及びヒアリングに係る費用は、全て提出者の負担とする。

(4) 第二次審査では、技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 詳細はプロポーザル説明書による。